

みんなで旭の秋を盛り上げよう!

旭市産業まつり 出店者募集

毎年多くの人でにぎわう産業まつり。
あなたの自慢の特産品や物品を展示・販売などで
PRしてみませんか。



自慢の品を販売する出店者



日時／11月12日(日) 午前10時～
午後2時
場所／海上コミュニティ運動公園
応募要件／市内在住または市内に本社・営業所を持つ、農水産業、商工業を中心とした生産物などの販売やPRを行う人
※誓約事項への同意が必要です
出店料／1区画(2間×3間)当たり10,000円
※テント1張りを含む。
貸出物品／机1台当たり1,000円、椅子1脚当たり500円
申込期限／8月25日(金)必着
申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入し、出店料などを添えて申し込んでください。

申込用紙は農水産課、J.Aちばみどり、旭市商工会の窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※食品を取り扱う人は、「模擬店等の開設届」も提出してください。

申込書提出先／●一般・団体…農水産課 ●J.Aちばみどり関係者…市内各営農センター ●旭市商工会会員…旭市商工会本所・各支所
※出店申込者を対象に、後日説明会を開催します。

問い合わせ先

旭市産業まつり実行委員会
(農水産課振興班内)

☎68・1175

農地を貸したい人を募集します

農地中間管理事業

農地の規模を拡大したい担い手に貸し付ける、
農業振興地域内の農地を探しています。
貸したい農地がある人は相談してください。

事業の仕組み

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地を解消するため、農地中間管理機構が農地を貸したい人と借りたい人の中間的な受け皿になり、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めています。

貸し付ける場合

貸したい農地がある人は、農地のある市町村か、公益社団法人千葉県園芸協会に相談してください。農地の受け手を探し、賃料の徴収・支払いを行います。
一定の要件が満たされた場合は、農地のある市町村に申請することで、協力金の交付を受けることができます。農業振興区域外の土地や再生不能な農地など、借り受けの対象にならない場合もあります。

農地中間管理事業のイメージ

農地中間管理機構 (千葉県園芸協会)

- ①農地を借り受ける
- ②担い手がまとまりのある形で利用できるよう、配慮して貸し付ける
- ③賃料の徴収、支払い

担い手

貸し付け

借り受け

貸し手

申し込み・問い合わせ先

公益社団法人千葉県園芸協会
農地部

☎043・223・3011

市農水産課農業基盤整備班

☎68・1173